

三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成19年 2月 1日規則第9号
改正 平成21年 3月18日規則第2号
改正 平成28年 3月18日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「保護条例」という。）第31条第8項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、審査会が適当と認める場合を除き、公開しない。

(審査会の調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第6号。以下「公開条例」という。）第15条及び保護条例第30条の規定により諮問した実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、次に掲げる公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書及び保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 公開条例第7条の決定に係る公文書

(2) 保護条例第15条の決定に係る保有個人情報

(3) 保護条例第26条の決定に係る保有個人情報

2 諮問庁は、審査会からの前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第1項各号の公文書又は保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人及び諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を提出させることができる。

（意見の陳述）

第5条 審査会は、審査請求人等から請求があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第6条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（緊急案件に対する処理）

第9条 審査会は、審査請求人の請求の対象となった公文書又は保有個人情報について、審査請求人がある時点までに裁決を受けなければ、公文書又は保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求をした目的が達せられないと客観的に認められると判断した場合には、審査会の審査を促進するため、次条に規定する審査ができるものとする。ただし、上記目的を考慮すれば、諮問のあった後の直近の審査会をも待つことができないと会長が判断した場合には、会長の判断により、同条に規定する審査ができるものとする。

（主査委員による審査）

第10条 会長は、前条に規定する審査請求に係る諮問について、1人又は数人の主査委員を任命することができる。

- 2 主査委員は、会議に諮ることなく、審査請求人等より提出された書面及び書証を調査し、又は審査請求人等に対し、書面及び書証の提出を促し、審査請求人等の本人又はその代理人に対し陳述を求め、その陳述を聴取することができる。
- 3 主査委員は、前項により与えられた権限を行使したときは、直近の会議にこれを報告しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定により報告を受けたときは、これを承認し、又は是正若しくは取り消すことができる。
- 5 主査委員が、以後の手續は審査会の裁決による通常の手続によることを相当とすると判断した場合には、会長に対し、その旨の申出をすることができる。この申出のあった場合は、会長は、主査委員の任を解き、通常の手続に戻すことができる。この場合において、会長が、その後も主査委員による手續を必要とすると判断した場合には、他の委員を主査委員に任命することができる。
- 6 審査会は、主査委員による手續に相当性を欠くに至ると判断したときは、その決議をもって通常の手続に戻すことができる。
- 7 審査会が主査委員に答申の文案作成を委任するときは、審査会の合議を経た決議により答申の結論を示して、これを委任しなければならない。
- 8 諮問に対する答申は、審査会の合議により決定する。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(公印)

第12条 公印の名称、寸法、書体及びひな形は、次のとおりとする。

名 称	寸 法	書 体	ひ な 型
三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会長印	方 20 mm	れい書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 三重県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会長印 </div>

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び委員の任期の満了後、最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

附 則 (平成21年3月18日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部改正)

- 2 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会諮問書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改める。

第7条第2項中「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会諮問通知書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第9号様式中「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会諮問書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会長」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

第10号様式中「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会諮問通知書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

- 3 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第8号)の一部を次のように改正する。

第11条中「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会諮問書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改める。

第12条第2項中「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第18号様式中「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会諮問書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会会長」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

第19号様式中「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会」を「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会規則の廃止)

- 4 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会規則(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第7号)は廃止する。

(経過措置)

- 5 この規則による改正前の三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会規則及び廃止前の三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会規則の規定によって行った手続きその他の行為は、改正後の三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則によって行ったものとみなす。
- 6 この規則による改正前の三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則及び三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の規定によって行った手続きその他の行為は、改正後の三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則及び三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則によって行ったものとみなす。

附 則(平成28年3月18日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。